発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人　杉本一男
半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946－005

公判のお知らせ

9・28　坑内火災裁判公判
五月二十四日午前十時二十分から、福岡地方裁判所で。（44回）

11・9　三池大災害裁判公判
七月九日午後一時から、福岡地方裁判所で。（54回）

新賃金の精算延ばす

特定休日 自由行使を強行

会社

春闘での賃上げは一方当たり百八十二円という超低額で妥結しましたが、三井石炭は精算払いを延ばしたいと提案、強行し、さらに特定休日について年間二日を自由行使にしたいと提案、これも強行してきました。

賃金精算

三井石炭は、本年度の賃金上昇による賃金展開と差額精算について提案、五月十日本店交渉が行なわれました。

提案内容は、累積赤字の増大に加えて五十八年度の炭価アップの見送り、さらに有明災害による減産などによって百十億円の赤字になる見込みであるとの理由で、①新賃金展開は十月一日としたい。②四月から九月までの差額は、炭価アップによる源資が確保された場合は十二月賃金支払い日に精算し、確保されなかった場合は別途協議する。というものです。

組合側は、わずかな上昇分であり、赤字は会社の責任であるとして反論しましたが、他組合も了承しているとして強行となりました。

特定休日

本年度の特定休日の自由行使については、二月の労働協約・労働条件・福利厚生などの中央交渉のさい、会社側から別途協議したいとの申し入れがありましたが、四月二十七日会社は、上期一日（七月二十三日）、下期一日（一月四日）を新たに自由行使したいと提案してきました。

提案の理由として、有明鉱災害に起因する貯炭不足をあげていますが、本来特定休日は時間短縮を目的として設けられたものであり、炭労との中央協定事項であることから一方的な破棄は許されないとして、三池労組は反対の立場から文書で申し入れ撤回を迫りました。

会社は、新労と三鉱連も了承したとして強行すると回答しました。

これで年間六日の自由行使となり、必ず消化することが必要です。

監督局への申し入れと回答（要旨）

三池労組は四月二十六日、福岡鉱山保安監督局に対して、有明鉱大災害に伴う今後の保安確立に関する諸問題について、申し入れを行なうとともに、具体的に協議しました。

申し入れ内容は、①有明鉱災害の調査経過と現状、②入坑点検のあり方、③保安担当者との協議の場を設けること、④流出雷管の防止、⑤実態に即した保安規則の改正、⑥監督官の常駐。

回答
①坑内の実験で調査は終わり大体の原因は明らかになったが、刑事責任との関係で即答はできない。②やるという前提で検討する。③三カ月に一回定期的に協議する。④各鉱ごとに通達し防止対策をたてさせている。⑤見直しをすすめているが、できるだけ早めたい。⑥困難な問題があり、福岡からは近いので回数を増やすことで解決したい。

5月9日に開かれた昭和59年度中央生産会議のもよう。左が組合側、右が会社側。

予算、前期比やや下回る

上期中央生産会議開く

五月九日、昭和五十九年度上期の中央生産会議が開かれました。

まず五十八年度下期の出炭実績、掘進実績が報告されましたが、出炭では有明鉱災害による出炭停止が大きく影響して、予算二百四十九万トンに対して実績は百九十三万五千九百三十六トンで、約五十五万トンの減産となっています。

五十九年度上期の予算は、二百三十八万トンで前期比で十一万トンの減となっており、前期に引きつづいて有明鉱災害による影響と地質条件などで、出炭のテンポはずらさざるを得ないと説明しています。

人員計画については、新規採用百十人を予定、坑内外計で五十九年上期末人員は三千七百五十三人となっており、定年退職その他を含めて前期末比わずかに十一人の増員にしかなっていません。

下請人員は概数で坑内九百二十五人、坑外九百人が予定されています。

このほか、採掘計画、出炭、送炭、貯炭実績と計画、需給実績と計画、などが報告、説明されました。

会社側の説明に対して各項目にわたって質問したあと、①中・長期の生産・人員計画、②高温対策と山ハネ対策、③自然発火対策、④有明災害遺族の採用実績と今後の対応、⑤下請の現状と今後の計画、⑥中国炭の輸入計画、⑦硬捨ての現状、⑧政策助成金の実績、⑨銘柄別の炭価、⑩鉱害補償の現状と見通し、⑪海底陥没による硬埋めの現状、⑫社宅政策、⑬再開発問題（市民館、水道、清掃工場など五項目）などを質問しました。

詳細は委員会で報告します。

社長らを殺人罪で告訴

有明鉱大災害の遺族三世帯四人の家族が五月十一日、有明鉱災害での「会社側の過失は重大で殺人に価する」として、会社幹部ら五人を相手どって福岡地方検察庁に殺人罪で告訴しました。またこの災害を独自に調査していた自由法曹団は、遺族とともに上田誠吉弁護士を団長として百九十三人の連名で会社幹部を告発しました。

告訴したのは、故宝船一朗さん（28）の妻香さん（20）荒尾市大字正町二丁目、故田中将也さん（24）長の妻トミエさん（26）玉名市築地、好同鉱採鉱副長、伊久美武秀施設副長（いずれも当時）の五人。

訴状では、坑内保安設備のズサンさや火災発生後の避難誘導の不手際が大量の死傷者を出したとして、未必の故意による殺人罪、業務上過失致死傷罪、鉱山保安法違反罪にあたるとしています。

また、遺族と同法曹団は、六月中に損害賠償請求の民事訴訟を起こすために弁護団の編成などの準備をしていることを表明しました。

曹団は、遺族とともに上田誠吉弁護士を団長として百九十三人の連名で会社幹部を告発しました。

田市新勝立町四丁目、の四人。

訴えられたのは、松田修三井石炭鉱業所長、平賀哲陽三池鉱業所長と、松本義順有明鉱長、武永久好同鉱採鉱副長、伊久美武秀施設

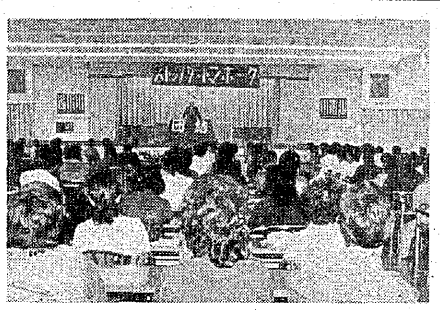

核巡航ミサイル トマホーク くるな！

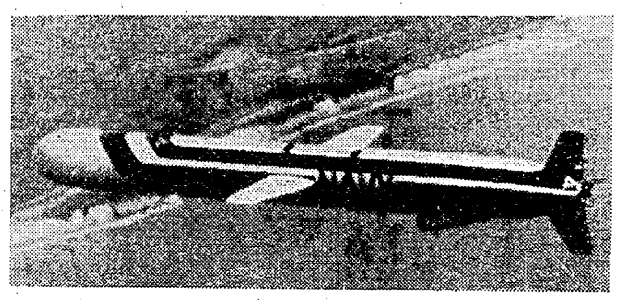

トマホークを知っていますか。アメリカ太平洋艦隊への核巡航ミサイル、トマホークの六月配備が目前に迫っています。ヨーロッパや日本に配備されるトマホークは、レーガン政権の限定核戦争の重要な役割を果たすものです。

トマホークの爆発力は、広島に落とされた原爆のなんと二十倍。しかもコンピューターに地図を記憶させて、野を越え、山を越え、地上スレスレに飛ぶ無人ジェット機で、まさに百発百中のおそるべき〝悪魔の兵器〟です。

こんなものが持ち込まれたら日本はトマホークの発射台となり、核戦場となります。核を許さず、平和を守るための運動が急がれます。署名活動に立ち上がろう。

（上はトマホーク学習会）

地底

▼…暑くも寒くもなく、一年中でもっとも気候がよくみどりにつつまれる季節。はやりの森林浴や釣り、登山とレジャーを満喫したいが、先立つものと暇がない――。「うすうすと窓に日のさす五月かな」（正岡子規）

▼…今国会で最大の対決法案となっている『健保改悪案』。二十三日の会期切れをめぐっての攻防が本格化している。悪法を成立させるために、思うがままの大幅延長とは虫がよすぎる。「金の切れ目が生命の切れ目」といわれ、「財政赤字のツケを弱い患者にまわす」悪法には全野党、医師会も反対。国民世論に従いぜひ廃案に。

▼…アメリカ・インディアンが戦闘でつかった、〝戦いの斧（おの）〟トマホークの配備が目前に迫っている。日本列島が〝核兵器を積んだ不沈空母〟となり、〝核の発射台〟になれば、それは同時に〝核の標的〟となり〝核戦場〟になることを意味する。いままさに、ボタン一つで人類最大の悲劇が準備されようとしている。

▼…エネルギー源の三十五パーセントを石炭でまかなっているイギリスで、国際競争力を高めるために石炭依存度を減らす目的で二十鉱山を閉鎖、二万人を解雇しようとしている。この切り捨て政策に反対して、英炭労は生活を犠牲にしてストライキに突入、すでに十週目に入っている。頑張れイギリス炭鉱労働者。

▼…企業の災害責任、とりわけ炭鉱の場合は原因不明で免責になることが多い。有明鉱大災害はその点で極めて明白な災害であったが、その犠牲者の遺族が殺人罪で告発した。下級職制でなく幹部への具体的な責任追及であることに注目したい。遺族にとっては勇気ある決断であり、あの手この手の妨害を許してはなるまい。